

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：大正10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から38年6月まで
当時、町内の青年団が国民年金保険料を集金しており、私も保険料を納付していたはずであるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の制度創設時に任意加入をしており、制度に対する意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が青年団を通じて国民年金保険料を納付したとする時期については、申立人が居住している町内の住人からも、青年団が保険料を集金していたとする証言が得られており、国民年金に任意加入していた申立人が申立期間の保険料を納付しなかったことは不自然である。

さらに、申立人の記憶する保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで
当時、町内の青年団が国民年金保険料を集金しており、私も保険料を納付していたはずであるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の制度創設時に任意加入をしており、制度に対する意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人が青年団を通じて国民年金保険料を納付したとする時期については、申立人が居住している町内の住人からも、青年団が保険料を集金していたとする証言が得られており、国民年金に任意加入していた申立人が申立期間の保険料を納付しなかったことは不自然である。

さらに、申立人の記憶する保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から47年3月まで
②昭和48年4月から50年3月まで

確定申告書に国民年金保険料が記載してあり、申立期間当時、市の職員が保険料を集金していた記憶があるため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金制度開始当初から国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が保管している昭和44年から47年までの確定申告書並びに44年及び46年の家計簿には一人分の国民年金保険料相当額しか計上されておらず、夫婦の保険料の納付状況からみて、確定申告書及び家計簿に計上されている国民年金保険料相当額は、申立人の妻の保険料と考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月前後に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行い、36年4月に遡^{さかのぼ}って国民年金被保険者資格を取得したと推測され、このころから保険料の納付を開始したと考えられる。

2 申立期間②については、昭和49年以降の確定申告書に二人分の国民年金保険料相当額が記載されており、申立人が49年度の保険料を納付していたことが推認できる。

また、申立人は、昭和47年度の国民年金保険料を昭和50年12月18日に特例納付しており、48年度の保険料についても過年度納付したと考えても

不自然ではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成8年4月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年4月から4年3月まで
②平成8年4月から9年12月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を母親に任せていた。申立期間①については、母親は市役所で保険料をまとめて納付しており、申立期間②については、家族一緒に前納していたはずである。督促状等も届かなかったと記憶しているため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、市役所で国民年金に加入すると同時に保険料を納付し、その時に初めて年金手帳を入手したと述べており、申立人の母親が当時居住していた市には、国民年金の加入日の記録（平成5年1月）が残されている。

しかし、この時点では、申立期間の保険料は過年度分として市役所で納付することができず、社会保険事務所においても申立人の国民年金に係る記録が市役所から進達されていないため、過年度納付に係る手続ができないことから、同一日に加入及び遡^{そきゅう}及納付をすることはできず、申立人の母親は現年度である平成4年度分の保険料を一括で納付したと考えられる。

2 申立期間②については、申立人の母親及び父親共に申立期間②において保険料を前納しており、確認できる範囲でその母親の供述どおり両親は毎年4月中の同一日に保険料を納付している。

また、申立人の母親は国民年金に任意加入しており、申立人の父母共に国

民年金の加入期間において未納期間が無いことから、納付意識が高かったことが推認できる。

さらに、申立人の母親は「娘の知人が事故により平成6年に他界してからは、障害年金の重要性が分かったので、娘の国民年金保険料については未納が無いようにし、家族3人分の保険料を毎年4月中に納付していた。」と述べており、その主張に不自然な点はみられない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月及び同年9月

平成3年8月に会社を退職した際、妻が国民健康保険の加入手続に行ったら、市職員に国民年金に加入した方が良いと言われたため、国民年金の加入手続をした。ところが、申立期間について、妻の納付記録はあるが、私の記録が無い。確かに、夫婦一緒に加入手続をし、国民健康保険料と国民年金保険料を併せて7万円から8万円納めた記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立期間について、申立人の妻は第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行っており、申立期間の国民年金保険料を納付済みである。

また、病院の診察記録から申立人が申立期間当時、国民健康保険に加入していたことが確認でき、さらに、申立人が申立期間当時居住していた市では国民健康保険係と国民年金係の窓口は隣接しており、同時に加入手続を行うことができる状況であったことから、国民健康保険及び国民年金の加入手続を同時に行ったとする申立人の主張は不自然ではない。

加えて、申立人は申立期間に係る2か月分の国民年金保険料及び国民健康保険料として、7万円から8万円を納付した記憶があるとしており、その額は当時の保険料額と合致することから、申立人の主張には信憑^{びよう}性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年度中の3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年4月から45年2月まで
②昭和48年度中の3か月

申立期間①について、国民年金制度が始まってから、1年後ぐらいに市役所で国民年金の加入手続を行い、定期的に国民年金保険料を納めていた。町内会で集金があり、国民年金手帳を預けていて、領収書はもらっていないが、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、私は専業主婦であったが、暮らしには困っておらず、国民年金に任意加入し、確かに国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は集金人に国民年金保険料を渡した記憶等が曖昧であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無いため、納付状況は不明である

また、申立人の所持する国民年金手帳（昭和45年3月20日発行）を見ると、国民年金被保険者資格取得日は45年3月20日（任意加入）と記載されている上、44年4月から45年2月までの検認記録欄には「納付不要」と押印されており、申立期間は未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年3月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点で申立期間①の大半が既に時効であり、申立人は任意加入対象者であったため、制度上、加入手続を行った時から遡^{さかのぼ}って国民年金の被保険者にはなり得ず、遡^{さかのぼ}って国民年金保険料を納付することはできないほか、申立人に対し、別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがえない。

- 2 申立期間②について、3か月と短期間であり、その前後135か月の国民年金保険料は納付済みである上、保険料の納付に遅れがあったこともうかがえず、申立期間②の3か月のみ未納となっているのは不自然であると考えられる。

また、申立人について、年度内に一部未納があった場合に保存される社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）が保存されていないことから、申立期間②は納付済みであった可能性がある。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年度中の3か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から44年3月まで
私と妻の二人分の納付書が送付され、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金被保険者期間について、未納は無い。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳から確認できる昭和44年度及び45年度の国民年金保険料の検認印の日付が同一日であることから、申立人及びその妻は同時に保険料の納付を行っていたことが推認できる。

さらに、申立人及びその妻の国民年金手帳は、共に申立期間に係る検認記録が無いが、申立人の妻については申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人の妻の国民年金手帳の発行日が昭和44年7月となっていることから、このころ申立人の妻は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、厚生年金保険被保険者資格喪失後の43年6月に^{さかのぼ}遡って国民年金保険料を過年度納付したと考えられる。

加えて、申立人は国民年金手帳記号番号^{さかのぼ}払出日から、昭和44年4月前後に国民年金の加入手続きを行い、43年6月に^{さかのぼ}遡り資格取得したものと推測され、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についてもその妻の保険料と同様、^{さかのぼ}遡って過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から23年3月1日まで

社会保険事務所へ申立事業所の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、厚生年金保険に加入していた期間であるが、当該期間について脱退手当金を受給しているため年金額に反映しないとの回答を得た。自分は脱退手当金を受給した記憶は無いので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年7か月後の昭和24年10月5日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額に基づいて計算した脱退手当金の支給額は187円50銭であり、オンライン記録で確認できる脱退手当金の支給額(217円50銭)と30円相違している。

さらに、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和56年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明かでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月29日から同年6月7日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。

私は申立期間当時から意識し、国民年金、厚生年金保険のいずれかに加入するようにしてきており、また、当該事業所においても、健康保険、雇用保険は入社と同日の昭和56年5月29日に加入しているため、申立期間が厚生年金保険被保険者で無いことは納得できないので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は納付したとしているものの、これを確認できる関連

資料及び周辺事情は無いことから、明かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで

64 才の時に年金記録を社会保険事務所で確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く納得ができない。調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年後の昭和 23 年 8 月 23 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い上、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額に基づいて計算した脱退手当金の支給額は 186 円であり、オンライン記録で確認できる脱退手当金の支給額 (333 円) と 147 円相違している。

また、申立人の氏名の漢字等の表記は厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳記号番号払出簿のいずれにおいても誤っており、申立人が脱退手当金の請求手続を自ら又は委任するとしても自分の氏名の漢字等の表記を間違えるとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和50年7月4日に、資格喪失日に係る記録を51年1月19日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月4日から51年1月19日まで

申立期間に関し社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、厚生年金保険に加入の事実が無い旨の回答であった。申立期間の前後はA社に一貫して勤務し厚生年金保険に加入しているはずで、本社からB工場への転勤で半年間のみ加入していないのはあり得ないので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言などから判断すると、申立人は、申立てに係るA社B工場に昭和50年7月4日から51年1月19日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年7月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる資料は無いが届出をしたとしているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届が提出されているにもかかわらず、いず

この機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年7月から同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和36年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年7月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和36年4月から40年6月までの標準報酬月額については、36年4月から37年9月までは8,000円、同年10月から39年9月までは1万2,000円、同年10月から40年6月までは1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から42年3月まで

上記申立期間については、社会保険庁の記録では国民年金の特例納付制度により国民年金保険料を納付した期間となっているが、当該期間は、A事業所において厚生年金保険に加入していたはずであり、厚生年金保険料を納付した期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年4月1日から40年7月27日までの期間について、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者期間が確認できたことから、申立人が、当該期間について、A事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が昭和36年4月1日に被保険者資格を取得し、40年7月27日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和36年4月から40年6月までの標準報酬月額については、社

会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、36年4月から37年9月までは8,000円、同年10月から39年9月までは1万2,000円、同年10月から40年6月までは1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和40年7月28日からA事業所が全喪した同年9月16日までの期間については、A事業所において厚生年金保険被保険者資格を新規に取得した者はおらず、当該期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和40年9月17日から42年3月までの期間については、40年9月16日にA事業所は全喪しており、当該期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、昭和40年7月から42年3月までの期間については申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人の 61 年 4 月から平成 8 年 11 月までの期間については、国民年金第 3 号被保険者期間として記録訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 55 年 11 月から 61 年 3 月まで
②昭和 61 年 4 月から平成 8 年 11 月まで

申立期間①について、毎年 4 月に保険料を前納していたはずである。記録では、昭和 55 年 11 月 18 日に資格喪失したことになるが、資格喪失の手続はしていないため、記録を訂正し保険料を納付していたことを認めてほしい。

申立期間②について、昭和 61 年 4 月当時、妻が共済組合に加入していたので、本来、第 3 号被保険者になれたはずであるが、申立期間②当時、共済組合では私を妻の被扶養者と認めてくれなかった。

しかし、平成 10 年 12 月に第 3 号被保険者該当届を提出した際、昭和 61 年 4 月から扶養の実態があったことが確認されているので、遡^{さかのぼ}って第 3 号被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和 53 年 1 月から 55 年 10 月まで申請免除を受けており、毎年、国民年金保険料を前納していたとする申立人の主張と齟齬^{そご}がある。

また、申立人の居住する市の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人が昭和 55 年 11 月に被用者年金の被保険者であるその妻と婚姻したため、その時点から任意加入対象者となったため、申請免除を取り消し、申立人の被保険者資格を職権により喪失させたことが記載されているが、これは旧国民年金法附則第 5 条の規定による適切な処理であり、申立人が

自ら資格喪失の手続はしていないと述べていることとも矛盾しない。

さらに、申立人の所持する年金手帳の記録を見ても、昭和 55 年 11 月の資格喪失処理以降、任意加入手続を行ったことはうかがわれない。

加えて、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、納付状況は不明である。

- 2 申立期間②について、申立人はその当時、申立人の妻が加入していた共済組合で被扶養者に認定されておらず、第 3 号被保険者の届出があった平成 11 年 1 月時点で、所得証明書により被扶養者の状態であったことが確認でき、時効が到来していなかった範囲内で第 3 号被保険者の認定を行った社会保険事務所の事務処理に過誤は無い。

なお、申立人は、昭和 61 年 4 月に共済組合が被扶養者の届出を受理しなかったことを不服とし、また、平成 17 年 4 月から実施された第 3 号被保険者に係る特例措置により、申立期間②についても遡^{さかのぼ}って第 3 号被保険者に該当するのではないかとしているが、これらはそれぞれ共済組合又は社会保険事務所が被扶養者の状態であることを確認し、認定するものであり、年金記録確認第三者委員会が、この当否を判断することはできない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②については、国民年金第 3 号被保険者期間として記録訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金に加入し、既に同居していた夫（その後結婚）の国民年金保険料も含め、二人分の保険料を銀行で納付していた。転居してからは、免除の申請をしたことを覚えている。いつも二人分の保険料を納付してきたのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付金額及び一緒に納付していたとする国民健康保険の保険料納付についての記憶が定かでなく、一緒に納付していたとされる申立人の夫も既に他界しているため当時の状況が不明である。

また、申立人は年金手帳を2冊所持していたと述べているが、申立人が所持している年金手帳の内容から、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和61年12月ごろに払い出され、その直後に厚生年金保険に加入し年金手帳を再度入手していることが確認できる。そのため、申立期間において国民年金に加入していた場合は、計3冊の年金手帳を所持することになるものの、申立人にその記憶は無い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがえず、申立人が居住していた自治体の被保険者名簿でも申立人の納付記録が確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月

母親が国民年金を受給しており、自宅隣の信用金庫に年金を引き出しに行く際に、私の国民年金保険料を納付していた。支払いが滞った時期があり、社会保険事務所の職員が自宅に来た際に、納付書を送付してもらおうよう依頼し、届いた納付書で保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に他界し、状況確認ができないため、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、自宅隣の信用金庫で保険料を納付していたと申立人は主張しているが、当該信用金庫が保管している申立期間当時の金融機関控えを確認したところ、申立期間前後である平成14年11月及び15年1月の保険料納付は確認できたものの、申立期間に係る保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

早くから国民年金の保険料を納めていれば、年金を多くもらえるだろうとの親心で、私が大学生のころ、親が国民年金の加入手続をしてくれて、保険料も納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、納付場所等の記憶が曖昧であり、納付したとする保険料額と当時の保険料額に差異が見られ、申立期間当時、申立人もその母親も年金手帳を見たことが無いと述べており、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成 5 年 3 月まで学生であったが、「20 歳の時に親が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、学生が強制適用に変わった 3 年 4 月以降に払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、この時点では、申立期間は任意加入期間となるため、制度上さかのぼって国民年金保険料を納付することができず、申立人が所持する年金手帳の内容からも、申立人は学生が強制適用に変わった平成 3 年 4 月から国民年金に加入し国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 54 年 3 月までの期間、57 年 4 月から 58 年 6 月までの期間、59 年 7 月から 62 年 3 月までの期間及び平成 4 年 2 月から 18 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 52 年 6 月から 54 年 3 月まで
②昭和 57 年 4 月から 58 年 6 月まで
③昭和 59 年 7 月から 62 年 3 月まで
④平成 4 年 2 月から 18 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、当時働いていた事業所が私の給料から控除して納めていた。私は、保険料や税金の納付を事業所が代わりに納めてもらうことについて了解を得ており、保険料は納付されているものと思っていた。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとされる事業所は既に廃業しており、事業主からも確認できないため当時の状況が不明である。

また、税務署に照会したところ、申立人が勤務していた事業所の税務関係資料に国民年金保険料を納付していたことを示す形跡は見当たらないとしており、申立人も保険料の給与天引きがあったことを示す源泉徴収票、給料明細等をもらったことが無いとしているため、申立期間当時、申立人が勤務していた事業所が保険料を納付していたとは推認し難い。

さらに、申立人は、給与から国民年金保険料及び地方税が控除されていたとしているものの、「申立期間当初、国民年金保険料が未納だったことがあったほか、辞めた後に在職中の地方税を事業主が納付していなかったことがあった。」と述べている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年12月までの期間、51年9月から52年2月までの期間及び54年2月から56年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年4月から50年12月まで
②昭和51年9月から52年2月まで
③昭和54年2月から56年11月まで

勤めていた会社が偽装倒産したため、昭和49年4月から労働組合で7年間裁判闘争をしていたが、他の会社に勤めていない期間については、年金が歯抜けにならないように、皆で保険料を納めに行った覚えがあるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続についての記憶が無く、また、申立人が国民年金保険料の納付に出掛けたとする場所は申立期間当時、公共職業安定所であるなど、保険料の納付に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立人の所持する年金手帳には、申立期間に係る記載は無く、国民年金被保険者となった日は基礎年金番号制度施行後の平成13年3月26日と記載されており、申立期間に係る加入状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、労働組合の同僚から当時の状況を聞くこともできないため、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年1月から平成7年12月まで

私は平成10年2月に市役所職員から「3月までならば国民年金保険料を10年^{さかのぼ}って納付できる」との説明を受け、申立期間に係る保険料額を教えてもらい、その後銀行から預金を下ろして市役所で納付したと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、96か月と長期間である上、申立期間以外に複数の未納期間がある。

また、申立人は、平成10年2月に申立期間に係る国民年金保険料を居住する市役所で納付したと記憶しているが、当時当該市役所では過年度保険料の収納をしておらず、申立人の納付方法及び納付場所に係る記憶は当時の状況と相違する。

さらに、平成10年当時に特例納付は実施されておらず、制度上、未納保険料を10年^{さかのぼ}って納付することはできず、申立期間後の8年1月から10年1月までの保険料を10年2月26日及び27日に過年度納付していることから、申立期間に係る保険料は時効により納付することはできなかったと推測される。

加えて、申立人が提出した預金通帳及び口座取引明細からは、申立期間に係る保険料が納付されていたことを確認できない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで

私が大学を卒業した昭和49年に母親が市役所で国民年金の加入手続をした。母親は、金融機関の窓口で手書きの納付書を使い47年4月までの保険料をさかのぼって納め、その後も保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が大学を卒業した時に国民年金の加入手続をし、保険料をさかのぼって納付したと主張しているものの、申立期間は、申立人が学生であったため任意加入期間であり、制度上さかのぼって資格を取得し、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年7月に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者も、その納付記録から同じころに加入手続をしたことが推認できることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行い、申立人が大学を卒業し強制加入期間となった49年4月までさかのぼって資格を取得したと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、時効とならなかったとみられる52年4月までの保険料を過年度保険料としてさかのぼって納付していたことがうかがわれ、当時実施されていた特例納付を利用した形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書及び家計簿）が無く、申立人の母親は納付金額等の記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年2月まで

昭和41年、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をして、その時から国民年金保険料を納付していた。家族の分の保険料を私が管理して納付していたので、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和50年3月20日に49年6月分の国民年金保険料が48年3月分の保険料に充当処理されており、この時点で48年3月は未納であったことが確認できる。

また、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の姉も、20歳到達時点の昭和39年1月から43年3月までの期間が未納となっている上、その姉の国民年金手帳記号番号は婚姻後の姓で払い出されており、昭和43年度の保険料も婚姻後一括して遡及納付されている。

さらに、申立期間は83か月と長期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和48年4月以降であり、申立期間に係る国民年金保険料の大部分は時効のため納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から51年3月まで

私は、婚姻を契機に婦人会を通じて自ら国民年金に加入したと思う。婦人会の集金で国民年金保険料を納め、自分も婦人会の一員として国民年金保険料の集金に回った記憶がある。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入状況及び婦人会の集金による国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧で、当時の婦人会関係者の証言でも申立人の国民年金の加入及び保険料の納付状況は明らかにならず、その詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年5月に払い出されており、申立人は平成6年に年金手帳を書き換えた際、従前の手帳に「初めて被保険者となった日」として記載されていた国民年金被保険者資格取得日の日付（昭和51年4月24日）を新しい手帳にそのまま転記したことを明確に記憶している上、国民年金の資格取得以後は未納期間が無いため、このころ申立人は国民年金に加入し保険料の納付を始めたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は任意加入対象期間であるため、制度上さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であり、国民年金に加入したと主張する時期において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から49年3月まで

父親が市役所の職員で年金が始まる時からかかわっており、私が20歳の時に国民年金の加入手続をしたと聞いていたので、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に關与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の父親は既に他界しており、状況確認ができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年6月4日に払い出され、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は49年6月ごろ国民年金に加入し、49年4月1日を資格取得日としたと考えられ、申立期間は未加入期間となり保険料を納付することができない期間となる。

さらに、申立期間当時、申立人とその父親の住所地は異なっており、申立人と同居していたその妹も、申立期間のうち20歳到達後の昭和48年5月以降は未加入である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から42年3月まで

市役所で国民健康保険の加入を申し込んだ際、国民年金と一緒になければ、国民健康保険だけ加入できないと言われ、国民健康保険と同時に国民年金に加入し、市役所で自ら国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金手帳を市で預かり保管していたが、昭和42年4月の婚姻を契機に転居する際に申立人は国民年金手帳を返却された記憶が無く、申立人は転居後の住所地で婚姻後の氏名が記載された国民年金手帳を受け取っている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年5月に払い出されており、申立人とその夫の婚姻日と申立人の国民年金被保険者資格取得日が同一日である上、申立期間以降に未納期間が無いことから、申立人は婚姻と同時に国民年金に加入し、婚姻後から保険料の納付を始めたものと推察される。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付の記憶が曖昧であり、その詳細は不明である上、制度上国民年金と国民健康保険は別々に運用されており、同時加入を要件としていない。

加えて、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から49年3月まで
亡くなった母親から、^{さかのぼ}遡って国民年金保険料を支払うように案内を受け、国民年金保険料を納めたと聞いているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に参与しておらず、保険料を納付したとされる申立人の母親は既に他界しており、状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月ごろに払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、申立人はその母親から納付期間及び納付金額について聴いていないとしているなど、申立期間に係る国民年金保険料が過年度納付又は特例納付されたことをうかがわせる周辺事情は無く、国民年金の加入手続を行った時点の現年度保険料から納付し始めたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 49 年 3 月まで

結婚前は、父親が私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていていた。結婚後は、地域の納税組合に保険料を納付しており、自分や夫も当番を担当して集金したことがある。そのため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、結婚前に加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の父親は既に他界しており、結婚後に国民年金保険料を含めてお金の管理をしていたとする申立人の義父も既に他界しているため、当時の状況は不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行月及び国民年金手帳記号番号払出日は昭和 49 年 10 月となっており、20 歳到達時にさかのぼって資格を取得しているが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらず、昭和 49 年度から国民年金保険料の納付を開始していることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続をしたと考えられる。

さらに、この時点では、申立期間の大部分は、特例納付によるほかは時効のため国民年金保険料を納付することができない期間であり、後に過年度納付や特例納付を行った形跡も見当たらず、保険料を納めていたとする地域の納税組合についての詳細も不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から51年3月まで
昭和44年の秋ごろ家を新築したのを契機に、夫又は高校時代の友人に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月ごろに払い出され、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に任意加入したと考えられ、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について申立人の記憶は曖昧であり、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況については不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年6月まで
昭和47年8月ごろ区役所で国民年金加入手続をしたのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の家計簿を保管しているが、その家計簿を見ると区民税や国民健康保険料などの記載はあるものの、国民年金保険料に係る記載は無いとしており、納付状況は不明である。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付方法等についての記憶がほとんど無い。

さらに、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できず、申立人の夫も申立期間の大半が国民年金の未加入期間であるなど、申立人が国民年金に加入していたことがうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 8 月 13 日まで

②昭和 35 年 10 月 15 日から 40 年 1 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、上記申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。しかし、それまで脱退手当金制度さえ知らなかったし、脱退手当金を請求した記憶も支給を受けた記憶も無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 6 月 25 日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票には被保険者記号番号が重複取消された痕跡こんせきがあるなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 5 日から 33 年 4 月 24 日まで
年金加入記録の照会をしたところ、上記申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし当時会社を黙って辞めてしまったので、辞めた月の給料をもらっていないし、脱退手当金については請求していないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 21 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 名について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 8 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 11 月 20 日から 39 年 11 月 1 日まで
②昭和 40 年 4 月 6 日から 43 年 4 月 3 日まで
③昭和 43 年 4 月 3 日から 44 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、上記申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、上記申立期間前の被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるが、その他に脱退手当金を受給した記憶は無いので、上記申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨が記載されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、記録上の支給額と申立人が申立期間以前に受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当

金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 (月日不明) から 33 年 (月日不明)
まで (A 事業所)
②昭和 33 年 (月日不明) から 36 年 (月日不明)
まで (B 事業所)
③昭和 36 年 (月日不明) から 44 年 (月日不明)
まで (C 事業所)

A 事業所、B 事業所、及び C 事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

申立期間①について、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票の健康保険番号 1 番 (昭和 29 年 5 月 1 日取得) から 108 番 (昭和 35 年 8 月 15 日取得) までの被保険者を確認したが (1 番から 100 番までは同名簿で確認し、101 番から 108 番までは同原票にて確認)、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

また、申立てに係る A 事業所は既に全喪しているため、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立てに係るB事業所があったとされる地域を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿において、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

申立期間③について、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番（新規適用日である昭和41年6月1日に資格を取得）から同番号258番（昭和44年11月24日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

また、申立てに係るC事業所は既に全喪しているため、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から20年10月まで
死亡した父は、昭和12年ごろA事業所に就職した。昭和16年に軍隊に入隊し、20年10月に復員した。その間、A事業所から給料の支払いを受けていたと聞いているので、厚生年金保険の被保険者であったと思われるため、死亡した父の厚生年金保険被保険者記録の訂正をするため申し立てる。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A事業所に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の当時の事情、申立期間当時の詳細、及び同僚の氏名等を記憶する申立人本人、申立人の兄嫁等は既に死亡している。

加えて、申立てに係るA事業所について、社会保険庁が管理する記録で申立人の生年月日、及び類似する生年月日の被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 7 月 20 日まで
②昭和 35 年 7 月 21 日から 38 年 10 月 22 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、上記申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。

最初に勤めた事業所における厚生年金保険の被保険者期間については自分で脱退手当金を請求したことを記憶しているので問題はないが、上記申立期間については脱退手当金を請求した記憶が無く、受給した記憶も無いので、いつ誰が請求したのか疑問があり、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者期間は異なる記号番号で管理されており、申立期間①の事業所に係る被保険者台帳記号番号払出簿では、申立期間①の記号番号に統合する重複取消の手続が行われていることが確認でき、備考欄には「39. 6. 30」との記載があることから、重複取消の手続はこのころに行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金は昭和 39 年 7 月 24 日に支給決定されていることを踏まえると、重複取消の手続は脱退手当金の請求に併せて行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の押印がされるとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

がえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 43 年 5 月から 44 年 5 月まで

(A 事業所)

②昭和 44 年 6 月から同年 12 月まで

(B 事業所)

社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

C組合の組合費納入カードにより当時船員として雇用されていたことが明らかであるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立てに係る事業所の所在地はD県であったことが確認でき、D県にあった事業所は、本土復帰の昭和 47 年 5 月 15 日以降に船員保険は適用されることから、申立期間は適用以前の期間であり、申立人が申立てに係る事業所の船員保険の被保険者となることはできない。

さらに、D県において昭和 45 年 1 月 1 日に開始された厚生年金保険の加入についても申立人の記録は確認できない。

加えて、A事業所及びB事業所についてD県の社会保険事務所が保管する「船員保険船舶所有者名簿」原票を調査した結果、両事業所の新規適用も申立期間後であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。